

健高施第 1586 号
令和 4 年 7 月 29 日

横浜市内 福祉施設・事業所
運営法人代表者・関係施設・事業所管理者 様

横浜市健康福祉局高齢施設課長
介護事業指導課長
障害施策推進課長

新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットの配付について（お知らせ）

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

このたびの第 7 波における新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、施設・事業所等の職員の方々がセルフチェックとして迅速な検査が実施できるよう、抗原検査キットを配付しますので、配付予定をお知らせいたします。

ついては、職員に感染の疑いのある症状が出た場合や、濃厚接触者となった職員の待機期間短縮等のためにお使いいただきますようお願いいたします。

なお、抗原検査キットの有効期限や使用用途等については、各事業実施時に改めてお知らせします。

1 追加配付の概要

	対象事業所	個数	手続き	開始時期	配送事業者 (差出人名)
第 1 弾	入所系、居住系	30 キット	不要	8 月上旬	佐川急便 (横浜市健康福祉局 介護事業指導課)
	通所系、訪問系	5 キット			
第 2 弾	全事業所のうち希望するところ	50 キット	要申請 (別途通知 します)	8 月上旬以降	佐川急便 (横浜市健康福祉局)
第 3 弾	入所系、居住系のうち対象施設	施設定員に 応じた数	不要	8 月上旬以降	調整中

2 各回の詳細

(1) 第1弾

本市で保管している抗原検査キットの在庫を活用し、市内の施設・事業所に抗原検査キットを送付します（入所・居住系施設：30 個、通所・訪問系事業所：5 個）。

8月上旬から順次配付を予定しています。配付にあたって、施設・事業所からの申請等は不要です。

※ 複数の事業を実施している場合、事業数分の抗原検査キットが送付されます

(2) 第2弾

本市で保管している抗原検査キットの在庫を活用し、希望する施設・事業所に、1施設・事業所あたり 50 個の抗原検査キットを送付します。

8月上旬からの実施を予定しています。配付にあたっては申請が必要となります。申請方法等については、別途お知らせいたします。

(3) 第3弾

本市が新たに抗原検査キットを調達し、入所・居住系施設へ抗原検査キットを送付します。配付個数は「施設定員数を基準とした数」です。

8月上旬から順次送付を予定しています。申請等は不要です。

【対象サービス】

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、短期入所生活介護、認知症高齢者グループホーム、障害者支援施設、療養介護、宿泊型自立訓練、短期入所（ショートステイ含む）、障害者グループホーム

3 抗原検査キットの使用について

医療従事者の常駐しない施設等において医療従事者の管理下で実施することが困難な場合には、検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で行う必要があります。該当する場合は、以下の研修資料をご確認のうえ、適切にキットを使用してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html（厚労省 HP）

担当 横浜市健康福祉局

介護保険事業所：高齢施設課・介護事業指導課 kf-corona@city.yokohama.jp

障害福祉事業所：障害施策推進課 kf-syomu18@city.yokohama.jp